

高砂市と大塚製薬株式会社との
包括連携協力に関する協定書

令和3年4月8日

高砂市と大塚製薬株式会社との包括連携協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、高砂市における市民サービスの向上及び健康的な生活の実現を目指すため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、高砂市における一層の市民サービスの向上及び健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- （1）健康維持・増進に関すること。
- （2）食育に関すること。
- （3）スポーツ振興に関すること。
- （4）防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること。
- （5）その他甲及び乙が協議して必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲及び乙が協議の上、決定する。

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において相手方から知ることとなった秘密については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(変更及び解除)

第5条 甲及び乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定締結の証としてこの協定書を2通作成し、署名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年4月8日

甲

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長

乙

大阪市北区中之島六丁目2番40号

中之島インテス14F

大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部

大阪支店 支店長